居安思危（こあんしき）
―安きに居て危うきを思う―（やすきにおりてあやうきをおもう）

昭和南海地震から80年



男もすなる日記といふものを、女もしてみむとてするなり(※1)

この書き出しで始まる「土佐日記」を著した紀貫之が土佐の国府を旅立ってから千年あまりの時が経ちました。この間“土佐のまほろば”と呼ばれる南国市は、幾度もの「南海地震」を経験してきました。近年のものに限っても、1605年の慶長地震、1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、そして1946年の昭和南海地震。およそ100年から150年という周期で起こる南海地震の最後の発生から、今月21日で80年が経過します。



安政南海地震を記した玉垣碑（琴平神社）

「自然」は過去の習慣に忠実である。地震や津浪は新思想の流行などには委細かまわず、頑固に、保守的に執念深くやって来るのである。(※2)

これは物理学者・寺田寅彦（1878-1935）の書いた随筆「津浪と人間」の一節です。寺田博士は東京で生まれ、4歳から19歳まで高知で過ごした物理学者で、多くの作品を残した随筆家でもありました。「天災は忘れられたる頃来る」という趣旨の戒めを残したことでも有名です。この言葉にあるように、わたしたちの郷土は過去から繰り返し南海地震を経験してきました。わたしたちは繰り返し起こる地震に対して、過去と同じ経験をすることしかできないのでしょうか。寺田博士はまた次の言葉も残しています。



寺田寅彦
出典：国立国会図書館



「地震の現象」と「地震による災害」とは区別して考えなければならない。現象のほうは人間の力でどうにもならなくても「災害」のほうは注意次第でどんなにでも軽減されうる可能性があるのである。(※3)

1946年12月21日に発生した昭和南海地震では全半壊・流出・焼失の被害を受けた住家は 39,127 棟、死者は 1,330 人にのぼりました。昭和南海地震以降、兵庫県南部地震（1995 年）、東北地方太平洋沖地震（2011 年）、熊本地震（2016年、2026年）、能登半島地震（2024年）…。わたしたちは過去の経験を学び、「災害」を少しでも小さくできるように（これを「減災（げんさい）」といいます。）、今できることを考えなければなりません。

● 毎月21日は南国防災家族会議の日

南国市では、南海トラフ地震に備え家族で防災について話し合い、防災意識を高めていただくことを目的に、昭和南海地震発生日の毎月21日を「なんこく防災家族会議の日」として制定しています。「減災」の取り組みのきっかけとしてください。



※1 電子図書館「青空文庫」より
※2『地震雑感 / 津波と人間　寺田寅彦随筆選集』（千葉俊二 / 細川光洋編・中央公論・2011 年）所収「小宮豊隆宛書簡（大正 12 年 9 月−11 月）」より
※3『−同上−』所収「災難雑考」より

■問い合わせ／危機管理課　☎０８８-８８０-６５７５

令和8年熊本地震　職員派遣報告



今回の派遣は、総務省応援派遣室からの要請による応急対策職員派遣制度に基づく応援職員として、令和8年9月2日～10日にかけて被災地へ派遣されました。



災害派遣出発式のようす▶

派遣先は震源地にほど近い八代郡氷川町で、支援従事先は「氷川中学校」でした。災害発生から約1カ月が経過していることもあり、電気・水道といったインフラは回復し、ようやくコンビニやスーパーなども営業再開し始めた時期でした。しかし生活道路は破断されたままだったり、電柱は折れ・傾き、倒壊した家屋がそのまま残されている状態でした。

氷川町全体で約200名ほどの避難者が、学校の体育館や公民館で避難生活を余儀なくされていました。自宅は破損し、家具が散乱するなど、安全な生活ができる状態ではないからです。



避難所は体育館を利用し、個々の生活空間をパーテーションで区切って共同生活を送っていました。食事や団欒用のスペース、行政からの情報を貼りだす掲示板や、各企業からの支援機材などが共有部にあり、敷地内には熊本県西原村から貸与された仮設入浴施設もありました。洗濯・乾燥機は時間ごとの予約制ながら4台あり、体育館全体にいきわたる空調設備も取り付けられていました。

また、避難所には医療チームとして日赤や歯科支援、JRAT（リハビリ・介護的な支援団体）やDMAT（福祉支援・健康相談など）が定期的に巡回し、日中は徳島県や熊本県下の市町村から派遣された職員が常駐していました。その他、全国各地の警察が来所し、避難者からの相談などを受け、地域の巡回を行っていました。

避難者はそれぞれの生活リズムはありますが、協調して生活されていました。



氷川中学校避難所

作業内容

最初に、避難所の運営に携わりました。避難者の生活支援や救援物資の受領・管理・発注・配布、各団体の受け入れや清掃、ゴミ出し、トラブル対応などが主でした。また、毎日のミーティング、氷川町全体の避難所運営会議、の災害対策本部会議なども行っていました。

最終的に避難所の運営は、氷川町が業務委託したNGO団体へ移管されました。

次に従事したのは住家被害認定の2次調査です。これは罹災証明を発行するために、住宅の損壊の程度を判断し、「全壊」～「一部損壊」までの区分で判定していくものです。

同じように派遣された愛媛県の職員や不動産鑑定士と班を組み、被災者の自宅を訪問し、調査を行いました。住宅が傾き、柱が割れ、屋根が崩れるなど、生々しい被害状況を目の当たりにしました。

最後に

被災者の生活を支えるには、多くの立場からの支援が必要であることを実感しました。南海トラフ地震の可能性がある以上、他人事ではありませんので、お互いに生命・生活を支えあうことの大切さを今一度再確認しました。